

令和7年度に新たに取り組む児童生徒支援について

①子ども第三の居場所（サードプレイス）について（行政経営会議資料より抜粋）

子ども第三の居場所事業への協力について

概要

本年4月にNPO法人アスイクより、公益財団法人日本財団が実施する「子ども第三の居場所」事業の助成（以下「日本財団助成」という。）を活用し、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校以外の居場所を必要とする児童を対象に、当該児童の居場所となる場を市内で開設したいという相談があった。

当該事業の実施及び日本財団助成の活用に当たっては、以下のとおり施設所在自治体の協力が必須となり、協定の締結等が必要となることから、当該施設の開設及び事業実施に協力することについて意思決定を求めるもの

協力内容

- 支援を必要とする児童等に対する本事業の周知
- 実施事業者への対象児童の紹介及び情報共有（本人同意を得たうえで）
- 日本財団助成の申請に当たっての「自治体協力届出」の提出
- 日本財団助成決定後、実施事業者、本市、日本財団で本事業に関する協定書を締結
- 日本財団助成の助成終了後も事業の実施及び連携・協働体制を継続できるように必要な措置を講ずる。

白石市子ども第三の居場所「しろいしきち」概要

- 白石市子ども第三の居場所「しろいしきち」は、令和6年3月に宮城県内第2号拠点として開設。

拠点概要

- 住所 ----- 〒989-0225
白石市東町2丁目9番33号
- 定員 ----- **20名程度**
- 開所日・時間 ----- 月曜日～金曜日 放課後～20時
(土日祝、お盆、年末年始休み)
- 設備 ----- フリースペース、学習スペース、相談室、**風呂**など
- 送迎** ----- 有り
*送迎の利用にあたっては条件があります。
- スタッフ ----- 4名程度
*子育てに関する保護者の方やご家族のご相談にも応じることが可能です



拠点ですごし方(例)



毎日の宿題だけでなく、一人ひとりの苦手に対応します。



本の読み聞かせや科学教室、畑づくり等、さまざまなプログラムを提供します。



バランスの良い夕食を毎日提供します。調理や片付けをお手伝いし、皆で食卓を囲みます。



対象児童

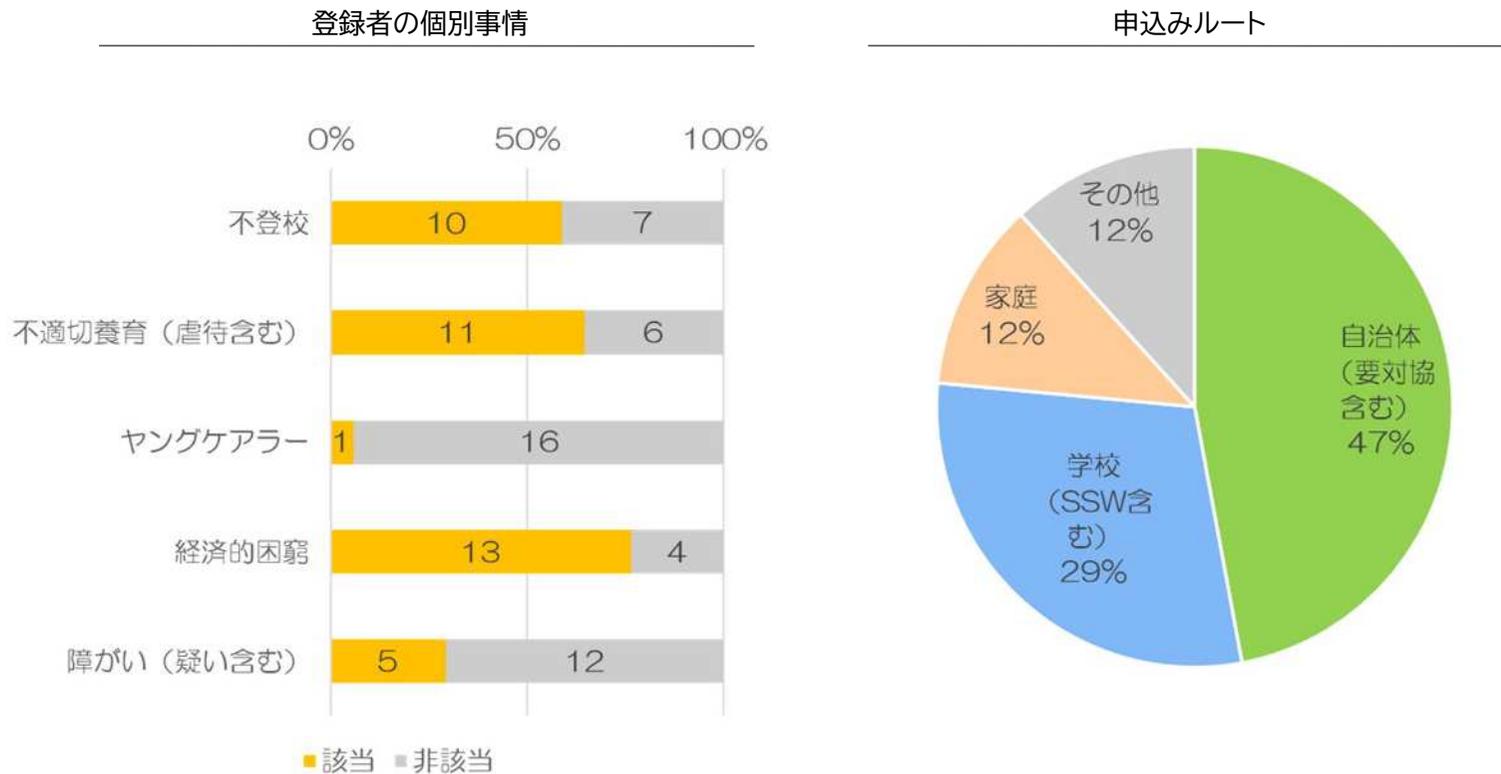
- 市内に居住する小学生
※兄弟で利用する必要がある場合などは、中学生も可。
- 次のいずれかに該当する
 - 市、学校などからの紹介がある。**
 - 不登校などで放課後児童クラブを利用することが難しい状況にある。
 - 保護者が疾患や体調不良などにより家庭だけでの子育てが難しい状況にある。
 - 経済的に困難な状況にある。

利用者の事例・状況

- DVによって離婚を経験し、軽度知的障がい、精神疾患があり、仕事もつづかない状況にあるシングルマザーの家庭。
- 母親は気分の波が激しく、子どもに当たり散らしたり、泣いて死にたいと訴えたりするため、小学5年生の男児は母親の顔色を窺うように生活していた。
- 男児は学校にもほとんど通っておらず、母親と離れて過ごす時間を増やすために第三の居場所を利用開始。
- 第三の居場所で入浴をした際、シャンプーを使った形跡がないため本人に確認すると、頭や体の洗い方を母親から教えてもらったことがないことが分かる。
- これまで母親の顔色を過度に窺う生活をしてきたことから、自分の意見や感情を表現することができず、壁に頭を打ち付けたり、リストカットをする様子も見られた。
- 第三の居場所で自分の気持ちを受けとめてくれる大人や他の子どもと関わるうちに、少しずつ自分の気持ちを表現できるようになり、自傷行為は減ってきている。
- 人と関わる自信がついてきたことで、登校への意欲も見せ始めている。

岩沼市子ども第三の居場所の事例 ～登録者の詳細～

- 不登校、不適切養育、経済的困窮などの生きづらさを抱える子どもが大半を占める。
- 自治体や学校からの紹介でつながるケースが多い。



白石市こども第三の居場所 ～施設～

- 約5,800万円の整備費助成(補助率100%)にて160㎡の施設を建築し、送迎車輛も整備している。



白石市こども第三の居場所 ～プログラム～

- 日本財団と連携している企業等のプログラムを活用し、先進的な学びの機会を提供することが可能。



自然の中での学習プログラム(モリウミナス)



マインクラフトを使った教育プログラム
(マインクラフトカップ)

感動体験プログラム



Steam教育プログラム(ソニー)

本市の現状・課題

- ・虐待や貧困、不登校などさまざまな生きづらさを抱える子どもが増加している。

虐待相談件数	令和4年度	144件	令和5年度	141件
教育扶助受給世帯数	令和4年度末	22世帯	令和5年度末	22世帯
児童扶養手当受給世帯数	令和4年度末	569世帯	令和5年度末	546世帯
就学援助受給世帯数（要保護世帯含む）	令和4年度末	330世帯	令和5年度末	351世帯
不登校・不登校傾向児童数	令和4年度	175人	令和5年度	265人

- ・市内の社会資源として、児童館や放課後児童クラブ、心のケアハウス、子ども食堂、学習塾など、家庭と学校以外の子どもの居場所となる場所があるものの、特に虐待や不適切養育に対応する選択肢が乏しく、子ども家庭センターを設置したが、支援のつなぎ先となる社会資源が不足している。

- ・令和6年4月施行の児童福祉法改正により、「児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）」の市町村における実施の努力義務が課せられ、現在策定中の第3期多賀城市子ども・子育て支援事業計画でも需要に対するサービスの確保策を示す必要がある。



本市においても、学校や家以外のこどもの居場所支援（子ども第三の居場所）の検討が必要となっている。

②ヤングケアラー支援事業について

ヤングケアラー支援事業について

- ・令和6年6月12日付け事務連絡（厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省の各担当部局）において、各機関、業務におけるヤングケアラーを把握した場合の対応等について通知
- ・令和6年6月12日付けこ支虐第265号にて、「こども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）

○概要

ヤングケアラーへの支援を一層強化するため、改正法により子ども・若者育成支援推進法等を改正し、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記

第一 改正の趣旨

いわゆるヤングケアラーについては、家族の世話のために自分の時間が取れないなど、その責任や負担の重さにより学業や友人関係などに影響があることが指摘されており、国においても支援体制の整備等の予算事業の実施や社会的認知度の向上のための広報啓発等の取組を進めてきた。一方で、地方公共団体における取組には引き続きばらつきが見られる等の課題があることから、ヤングケアラーへの支援を一層強化するため、改正法により子ども・若者育成支援推進法等を改正し、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記する等の改正を行うことで、ヤングケアラーへの支援の普及を図るものである。

○ヤングケアラーの定義

(1) 改正の概要

子ども・若者育成支援推進法（以下「法」という。）の基本理念を定めた法第2条第7号において、そのこども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行う「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（以下「ヤングケアラー」という。）が明記されたこと。

(2) ヤングケアラーの定義

ヤングケアラーの定義中の「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すものであること。

都道府県及び市区町村（こども家庭センター等）において支援対象であるかの判断を行うに当たっては、その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人一人のこども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要であること。

「家族の日常生活上の世話」には、法文上明示されている「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれること。

○ヤングケアラー対象年齢

おおむね30歳未満を中心とし、状況に応じて40歳未満の者も対象

(3) ヤングケアラー支援の対象年齢

法は、おおむね30歳未満の者を中心として、施策内容によりおおむね40歳未満の者を対象としており、このことはヤングケアラーへの支援についても同様である。具体的にはこども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、こども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、こども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得ること。